

令和2年11月2日

保護者 様

安城市教育委員会  
安城市立桜井中学校

「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の一部対応の変更について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

愛知県において、10月26日（月）より、新型コロナウイルス感染症に関する診療・検査体制の整備に変更があり、「発熱等の症状が生じた場合には、まずは、かかりつけ医等に電話相談する」ことになりました。

それに伴い、9月16日付けで配布した文書「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の内容を、下記のように一部変更いたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

## 記

### 1 変更点

（旧）同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合

- ・登校させないでください。

↓

（新）同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合

- ・児童生徒（本人）に風邪の症状がある場合、児童生徒（本人）が通院し、**医師により風邪症状である（新型コロナウイルス感染症ではない）と診断された場合**、その兄弟姉妹については、発熱等の風邪の症状がなければ登校可能とします。
- ・同居家族に発熱等の風邪の症状が出た場合、その発症された方が通院し、**医師により風邪症状である（新型コロナウイルス感染症ではない）と診断された場合**、児童生徒（本人）については、発熱等の風邪の症状がなければ登校可能とします。

### 2 その他

- ・9月16日付けで配布した文書「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」は、裏面をご参照ください。

問い合わせ先 教頭 杉浦 実憲  
電話 0566-99-0028

## 発熱等の風邪の症状がある場合の登校について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

文部科学省より『「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について』が通知されました。

愛知県は、「地域の感染レベル※<sup>1</sup>」が「レベル2※<sup>2</sup>」相当と考えられますので、文部科学省から示されている感染症対策について、原則、下記のように対応してまいります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

### 記

#### 1 文部科学省からの通知

（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～『学校の新しい生活様式』～」（2020.9.3 Ver.4））

##### ○発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅休養することを徹底します（レベル3およびレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状がみられる場合も登校させないようにしてください）。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

※1；「地域の感染レベル」裏面参照

※2；安城市は、愛知県の感染レベルに準じている

#### 2 学校の対応と保護者へのお願い

##### (1) 本人に発熱等の風邪の症状がある場合

- ・症状がなくなるまでは自宅で休養します。

##### (2) 登校後、本人に発熱等の風邪の症状が出た場合

- ・学校より保護者に連絡をし、お迎えをお願いいたします。兄弟姉妹がいる場合、一緒に早退させます。
- ・小学校に在籍する兄弟姉妹についても早退させます。学校間で連絡を取り合い、小学校からも保護者に連絡をします。（上記1）

##### (3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合

- ~~・登校させないでください。（上記1）~~ → **変更になっています。（表面参照）**

##### (4) 登校後、同居家族に発熱等の風邪の症状が出た場合

- ・お子さんの在籍する小中学校へ連絡をしていただき、本人及び兄弟姉妹のお迎えをお願いいたします。（上記1）

##### (5) 同居家族等が濃厚接触者に特定された場合

- ・登校させないでください。